

巻 頭 言

「合理的配慮」

宇田川 芳江

新しい年を迎え、会員の皆さまがご多幸でありますよう心からお祈り申し上げます。
新年早々少し硬い話で恐縮です。昨今「合理的配慮」ということばを耳にすることが多くなりました。「合理的配慮」とは、障害者にとっての社会的障壁を取り除くのに必要な工夫や調整のことです。それだけでなく、暗いときに灯りをつけるのは、目が見える人に対する「合理的配慮」と聞いたことがあります。暗くなれば灯りをつけるのはあたり前、そのことについて深く考えたこともなかった私は少し驚きました。

栗山龍太さんの『見えないボクと盲導犬アンジーの目もあてられない日々』（小学館）を読むと、「停電の情報が入ると、家族はばたばたと騒ぎ出し、いろいろな準備に忙しくなる。目が見える人は暗闇を怖がるが、僕はいつものことですから、困ることなく堂々としているのです。ただ、普段の生活では、真っ暗な中に人がいるとみんなを驚かせてしまうことにもなるので、消し忘れならぬ、つけ忘れに気をつけねばなりません。」この話はちょっと笑えましたが目から鱗でした。自分にとってのあたりまえが、あたりまえでない人の存在を常に意識していかなければならないことを思い知らされました。

山手線など電車のドアの上のモニターに企業のCMが流れるとき字幕がついているものがあります。これはおそらく電車の音、車内放送がうるさくても伝わるように、耳が聞こえる人に対する「合理的配慮」なのでしょう。しかし、同じCMがテレビで放送されたときには字幕がありませんでした。ひとたび社会の矛盾に目を向ければ、あちらこちらに「なぜ?」「どうして?」がたくさんころがっています。

今年4月に障害者差別解消法が改正されます。今までは公的機関には合理的配慮が義務づけられる一方、民間事業者については、努力義務にとどめられていました。4月からは、民間事業者にも合理的配慮が義務化されます。

文字による情報がない、ヒアリングループが必要、通訳は手話通訳だけで要約筆記がつかない、連絡先が電話番号だけなどなど。中途失聴者や難聴者にとって、身近なことでの困りごとは多数あります。困ったことや、気づいたことは臆することなく声を挙げていきましょう。多数に合わせて制度設計してきた現在の社会を見直す機会です。